

高齢者福祉サービスのご案内

※すべてのサービスを受けるには、うるま市介護長寿課の窓口で申請が必要です。

うるま市では、介護保険サービス以外にも、高齢者向けの「高齢者福祉サービス」を実施しています。
(※利用条件がありますので、詳しくは、介護長寿課・地域包括支援センターまでご相談ください。)

1. 紙おむつ等を使用する高齢者に対し紙おむつ等を支給するサービス (高齢者紙おむつ支給事業)

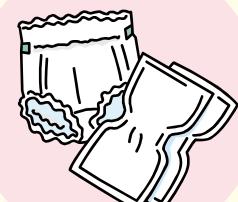
担当:介護長寿課

紙おむつを利用している低所得高齢者に対して、紙おむつや尿取りパッドを支給するサービスです。

(月額最大8,500円分)

《支給条件》

- 要介護認定で要介護4～5(相当含む)と認定された65歳以上の高齢者
- その属する世帯及び同敷地内に居住する家族世帯が市民税非課税世帯
(※生活保護世帯は対象外)
- 介護保険施設に入所していない方
- 申請日が月の16日以降の時は、有効期間の始期を翌月分からとする。



2. 高齢者を介護しているご家族に手当金を支給するサービス (在宅介護者手当支給事業)

担当:介護長寿課

65歳以上の高齢者を介護しているご家族に対して、介護者手当金を支給します。

(月額5,000円)

《支給条件》

- 要介護認定で要介護3～5(相当含む)の認定を受けた65歳以上の高齢者を同居介護している方
- 高齢者と家族全員に介護保険料の未納がないこと
- 生活保護をうけていない方

3. 介護保険サービスを利用せずに、要介護者を在宅で介護しているご家族に 慰労金を支給するサービス (家族介護慰労金支給事業)

担当:介護長寿課

要介護高齢者の方を介護しているご家族に対して、慰労金10万円(1年に1回)を支給します。

《支給条件》

- 要介護認定で要介護4～5と認定された40歳以上のかたを在宅で介護している方
 - 要介護者と介護者が市民税非課税世帯であること。
 - 認定開始日より1年間介護保険サービスを利用してないこと。(3ヶ月以上の長期入院がないこと)
 - 要介護者に介護保険料の未納がないこと
- *申請後、訪問調査の上、支給可否を決定します。

4. 1人暮らしの高齢者の安否を電話で確認するサービス (ふれあいコール)

担当:介護長寿課

1人暮らしの高齢者宅に定期的に電話をかけて、その身の安全を確認するサービスです。

《利用条件》

65歳以上の1人暮らしの高齢者